

# JP-DRP 解説

2008年3月

JP-DRP 研究会

#### JP-DRP 研究会メンバー

代表 早川 吉尚 (立教大学教授)

メンバー 山内 貴博 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士・弁理士)

沢田 登志子 (有限責任中間法人 EC ネットワーク 理事)

島並 良 (神戸大学教授)

田中 正治 (日本知的財産仲裁センター、田中正治国際特許事務所 弁理士)

中村 達也 (国士舘大学教授)

松本 恒雄 (一橋大学教授)

山田 文 (京都大学教授)

小川 和茂 (立教大学助教)

丸山 直昌 (JPNIC DRP 担当理事)

## 目次

目次	2
引用文献リスト及び凡例	4
I JP-DRPの成り立ちと構成	5
1. 効力と目的	5
2. JP-DRPの基本的な考え方	5
(1) UDRPとミニマル・アプローチ	5
(2) ミニマル・アプローチの実体面での具体化	6
(3) 手続の特徴	7
II JP-DRP手続	9
1. JP-DRPの手続の流れ	9
(1) 申立書の提出	9
a. 申立人となる者 (JP-DRP手続規則 3条(a))	9
b. 申立書に記載すべき事項 (JP-DRP手続規則 3条(b))	9
(2) 申立書の受領・申立書の方式審査・手数料の支払い・登録者への通知	9
(3) 答弁書提出	10
a. 答弁書	10
b. 答弁書の不提出	10
(4) パネル及びパネリスト	11
a. パネルの構成及びパネリストの指名	11
b. パネリストの公平性・独立性	11
c. 当事者とパネル間の連絡	11
d. パネルの権限	12
(5) パネルによる審理	12
(6) パネルの裁定	12
a. 概説	12
b. 裁定の基準	12
c. 裁定をするにあたっての独自の調査の可否	14
d. パネルが要求していない文書等が当事者により提出された場合	14
e. その他	14
(7) 裁定の通知と公表	15
(8) 裁定結果の効力	15
2. その他の紛争解決手続との関係	16
(1) 裁判との関係	16
(2) 和解その他の紛争解決手段	16

III	JP-DRP 4 条に関するFAQ .....	17
1.	第 1 要件（登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標 その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること）について .....	17
(1)	「商標その他表示」とは何を意味するのでしょうか。 .....	17
(2)	「商標その他表示」の著名性は検討する必要がありますか。 .....	17
(3)	「同一または混同を引き起こすほど類似している」か否かはどのように判断 するのでしょうか。 .....	18
(4)	申立人は、「商標その他表示」について、いつまでに「権利または正当な利益」 を取得する必要があるのでしょうか。 .....	18
2.	第 3 要件（登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されている こと）について .....	19
(1)	「不正の目的」とは何でしょうか。 .....	19
a.	申立までに登録者が何らかの要求を行ったことは、「不正の目的」にどのよう に影響するのでしょうか。 .....	19
b.	登録者が類似の妨害行為を複数回行っているというだけで、「不正の目的」あ りと言えるのでしょうか。 .....	20
c.	ドメイン名が実際には使われておらず、ドメイン名の登録者がドメイン名を 転売したり商標保有者と接触したりするといった実際の動きに至っていないとき （いわゆる"passive holding"）も、「不正の目的」での使用と言えるでしょうか。 .....	20
(2)	申立人が商標その他表示について「権利または正当な利益」を取得する前に、 登録者がドメイン名を登録した場合であっても、「不正の目的」ありと判断されるの でしょうか。 .....	20
3.	第 2 要件（登録者が、当該ドメイン名に係る権利または正当な利益を有して いないこと）について .....	21
(1)	ドメイン名に「関係する」権利または正当な利益とはどういう意味でしょ うか。 .....	21
(2)	ドメイン名に係る「権利または正当な利益」を登録者が有しないことを、 申立人が主張・立証する必要があるのでしょうか。 .....	21
(3)	申立人に主張・立証が求められる事項は何でしょうか。 .....	22
(4)	登録者による反証にはどのようなものがありうるのでしょうか。 .....	23

## 引用文献リスト及び凡例

本文中に用いられる略語は以下のものである。

**JP-DRP** : JP ドメイン名紛争処理方針 ( JPNIC 制定 )

<http://www.nic.ad.jp/ja/drp/jp-drp.html>

**JP-DRP 手続規則** : JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 ( JPNIC 制定 )

<http://www.nic.ad.jp/ja/drp/jp-drp-rule.html>

**補則** : JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則 ( 日本知的財産仲裁センター制定 )

[http://www.ip-adr.gr.jp/jp\\_adr/jpdomain\\_hosoku.html](http://www.ip-adr.gr.jp/jp_adr/jpdomain_hosoku.html)

**手数料規則** : JP ドメイン名紛争処理手続手数料規則 ( 日本知的財産仲裁センター制定 )

[http://www.ip-adr.gr.jp/jp\\_adr/jpdomain\\_tesuuryou.html](http://www.ip-adr.gr.jp/jp_adr/jpdomain_tesuuryou.html)

**最終報告書** : JP-DRP 裁定例検討最終報告書 ( JPNIC 発行 )

[http://www.nic.ad.jp/ja/drp/JP-DRP\\_team\\_finalreport.pdf](http://www.nic.ad.jp/ja/drp/JP-DRP_team_finalreport.pdf)

**UDRP** : Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy ( ICANN 制定 )

<http://www.icann.org/dndr/udrp/policy.htm>

**UDRP 手続規則** : Rules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy ( ICANN 制定 )

<http://www.icann.org/dndr/udrp/uniform-rules.htm>

**WIPO Panel Views** : WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions

( WIPO 発行 )

<http://www.wipo.int/amc/en/domains/search/overview/index.html>

**JP-DRP 申立一覧**

<http://www.nic.ad.jp/ja/drp/list/index.html>

**2006年度DRP検討委員会答申**

<http://www.nic.ad.jp/ja/drp/20070123/JP-DRP-report.pdf>

## I JP-DRP の成り立ちと構成

### 1. 効力と目的

JP-DRP は、株式会社日本レジストリサービス（以下、「JPRS」と呼びます）が定める「属性型・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則」の 29 条の 2 と 31 条(6)、及び「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」の 25 条の 2 と 29 条(6)において引用されていることで、これらの登録規則の一部を構成しており、その結果、全ての JP ドメイン名登録者を拘束するものになっております。その目的は、JP ドメイン名に関するある種の紛争に解決手段を提供することにあります。

JP-DRP は、2000 年 10 月に初版の適用開始後、幾度か改訂が行われています。現行版は 2007 年 6 月から実施されているものです。申立は、JP-DRP 9 条により、改訂の前に登録されたドメイン名に対しても、その申立時の版が適用されます。

### 2. JP-DRP の基本的な考え方

#### (1) UDRP とミニマル・アプローチ

JP-DRP、及びこれに従って紛争を解決するための「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（「JP-DRP 手続規則」）は、Internet Corporation for Assigned Names and Numbers（以下、「ICANN」と呼びます）における「.com」「.net」「.org」といったドメイン名のための "Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy"（「UDRP」）及び"Rules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy"（「UDRP 手続規則」）をモデルとして制定されました。

UDRP の制定の背景には、ドメイン名を先に登録して商標権を持つ者に高額で転売しようとするサイバースクワッターの跳梁という問題がありました。これを防ぐために、登録の段階で申請者が当該ドメイン名を登録するに相応しい者か否かの実質審査を行うことが一つの方策として考えられます。しかし、それを全てのドメイン名に行うには莫大な手間と時間がかかります。そこで、UDRP は、不服が出た場合に限って、事後的に、当該登録者が登録を認められるべきではない濫用的な者か否かの実質審査をするドメイン名登録の補完システムとして制定されました。

実質審査の基準をどうすべきかについては、UDRP の制定過程でも多くの議論がありました。当初は、上記の制定の背景から、商標権の有無や要保護性の「強さ」

を基準にすることなども検討されました。しかし、商標については、法制が国ごとに異なる上に、指定商品・指定役務ごとに登録すべきものであるといった点で、ドメイン名の技術的な仕組みとの親和性に乏しい部分があり、この方向での検討は難航しました。結局、様々な議論の結果、「不正の目的」という登録者側の動機に焦点を当てた判断基準が考案され、現在の形の原型になりました<sup>1</sup>。

もっとも、登録者の動機に焦点を当てるこのような基準を用いると、登録者の動機がどのようなものであったかを客観的に証明することが困難な場合があります。他方、UDRPの対象たるドメイン名の登録者は世界的に散らばっているため、電子メールによって審査を行うような制度設計が必要とされました。さらに、インターネットという、通信速度を価値とする媒体において生じている事象を判断対象とすることから、審査のスピードも強く要求されました。

これらの諸条件を勘案した上で完成したUDRPにおいては、悪質性が極めて高いドメイン名登録を排除することのみに機能を限定した簡易・迅速な手続が採用されました。UDRP制定時のICANNの文書では、この点を「ミニマル・アプローチ」という言葉で表現しています。また、そのように機能を限定しているからこそ、簡易・迅速な手続の下での悪質な登録者のドメイン名登録の剥奪が可能になるともいえるでしょう。

そして、このミニマル・アプローチという理念は、JP-DRPの制定の際においても、踏襲されました。

## (2) ミニマル・アプローチの実体面での具体化

それでは、ミニマル・アプローチという言葉に表現されている、悪質性が極めて高いドメイン名登録の排除のみに機能が限定されたことは、JP-DRPにおいて、どのように具体化されているのでしょうか。まず、実体面においては、JP-DRP 4条 a.における登録排除のための3つの実体的要件において、それは体現されているといえます。

---

<sup>1</sup> 以上の経緯については、David W. Maher, "The UDRP: The Globalization of Trademark Rights," 33 International Review of Intellectual Property and Copyright 924-940 (2002) を参照。なお、同論文は、<http://dmaher.org/Publications/globaliz.pdf> から入手が可能です。

- (i) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること
- (ii) 登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと
- (iii) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること

このうち、(i)の要件の具備が問題になるような状況がなければ、そもそも紛争は発生しませんから、この要件が必要とされることについては簡単に理解ができます。

また、(iii)の要件についても、制度の根幹に登録者側の動機に焦点を当てた判断基準を用いることで決着したという上記の UDRP 制定過程の議論から、理解が可能でしょう。

問題は(ii)の要件の存在です。この要件の存在は、登録者のドメイン名が、「申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似している」場合であり、かつ、「登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されている」場合であっても、ドメイン名登録が排除されない場合があることを意味しています。すなわち、(iii)の要件に加え、(ii)の要件が定められていることは、当該ドメイン名に関係する「正当な利益」を有する者であれば、たとえ「不正の目的」を有することが疑わしい者であっても、悪質性が極めて高い者とまではいえないとして、その登録は排除しないことを意味します。

したがって、このような JP-DRP は、ドメイン名に関する知的財産紛争の全面的な解決を意図するものではありません。本格的な証拠調べや反論の機会などの手続きが仕組みとして保障されている裁判手続において不正競争の防止といった観点から登録者のドメイン名の使用が差し止められるような場合であっても、上記の目的から極めて悪質な事案であると評価されるようなものでない限り、JP-DRP の下ではドメイン名の登録は奪われません。逆に言えば、JP-DRP の下では申立が棄却されたドメイン名登録について、後の訴訟手続の結果、ドメイン名の使用が差し止められるといった事態が生ずることは、制度設計上は織り込み済みであるとも言えます。

### (3) 手続の特徴

ミニマル・アプローチという理念の結果、手続面において、JP-DRP には以下のような特徴を見出せるといえます。



- a) 簡易 原則として、審理は当事者からの提出書類のみに基づいて行われます。
- b) 迅速 原則として申立から55日（紛争処理機関が定める営業日ベース）以内に裁定結果が出されます。
- c) 低費用 例えば、日本知的財産仲裁センターでは、1件の申立について1名パネルによる審理の場合、手数料は18万9,000円です。（2008年1月現在）
- d) 非拘束 パネル裁定に判決や仲裁判断と同様の既判力はなく、裁定結果に不服の場合には裁判所へ出訴することができます。
- e) 救済手段の限定 救済は、ドメイン名登録の移転および取消に限定されています。損害賠償請求はJP-DRP 手続の対象外です。
- f) 裁判との関係 当事者は、JP-DRP の手続開始前、継続中または終結後のいずれの段階においても、ドメイン名の登録に関して裁判所へ提訴することができます。JP-DRP 手続継続中に裁判所に提訴された場合には、パネルはその裁量により、手続の続行または停止もしくは終了を決定します。また、JP-DRP 手続終了後、被申立人（登録者）が裁定に不服（ドメイン名の取消・移転という裁定に不服）で、裁定結果通知後の10日間の間に裁判所へ出訴した場合には、この間に登録者から出訴した旨の文書の正本の提出があれば、裁定結果の実施は見送られます。
- g) 認定紛争処理機関 JP-DRPの紛争処理手続は、JPNICの認定した紛争処理機関が行います。2008年1月現在、紛争処理機関は日本知的財産仲裁センターのみですが、手続規則としては、むしろ複数の紛争処理機関の存在を前提に、サービスの向上や効率的な運営のために競争原理が持ち込まれることが期待されています<sup>2</sup>

<sup>2</sup> 2000年8月、日本知的財産仲裁センター(当時は「工業所有権仲裁センター」)はJPNICとの間で、JP-DRPに基づくドメイン名紛争処理業務を行うことについて協定書の締結を行い、第1号の認定紛争処理機関としてJPドメイン名紛争処理業務を開始しました。一方、JPNICは2002年4月にJPドメイン名登録事業をJPRSに業務移管しましたが、JPドメイン名紛争処理に関する規則制定の権限は、JPドメイン名事業移管契約によってJPNIC側に残されました。現在日本知的財産仲裁センターはJPRSと直接的な契約関係にありませんが、JPNICがそれぞれと締結している協定と移管契約により、間接的に、日本知的財産仲裁センターのパネル裁定がJPRSに対して強制力を持つことが担保されています。なお、紛争処理機関は、紛争処理業務を行う際の細則であるJPドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則（「補則」）や手数料に関する規定であるJPドメイン名紛争処理手続手数料規則（「手数料規則」）を定めて手続を行っています。複数の紛争処理機関がある場合には各機関の補則や手数料規則が違ってくる可能性があります。

## II JP-DRP 手続

この章では、JP-DRP の手続について、条文を引用しつつ解説します。

### 1. JP-DRP の手続の流れ

#### (1) 申立書の提出

JP-DRP の手続を利用して、ドメイン名に関する紛争を解決しようとする申立人は、JP-DRP、JP-DRP 手続規則、及び認定紛争処理機関の定める補則並びに手数料規則に従い、申立の根拠や求める救済の種類、指名パネリスト候補者の氏名等を記載した申立書及び関係書類等を紛争処理機関に提出しなければなりません。具体的には、下記の通りとなります。

##### a. 申立人となる者 (JP-DRP 手続規則 3 条(a))

申立人たる資格に関しては、制限はありません。なお、日本語で手続を行う必要はあるものの、日本に住所を有しない者であっても申立書を提出することは可能です。

##### b. 申立書に記載すべき事項 (JP-DRP 手続規則 3 条(b))

申立書に記載すべき事項については、JP-DRP 手続規則 3 条(b)に規定が置かれています。特に重要なのは同条同項(ix)に規定されている 3 要件の記載です。これは JP-DRP 4 条 a.の 3 要件と同様の事項について申立書に記載すべきであるとする趣旨であり、同項によれば「三項目のすべてを立証しなければならない」とされているため、相当程度詳細な記述が必要となります。しかし、申立の理由について紛争処理機関により字数制限が課されている場合があるために注意が必要です。例えば、2008年1月1日現在の認定紛争処理機関である日本知的財産権仲裁センターが定めた補則 9 条(a)によれば、同センターにおける手続では 10,000 字の字数制限が置かれています。

#### (2) 申立書の受領・申立書の方式審査・手数料の支払い・登録者への通知

申立書及び関係書類等が紛争処理機関に提出された場合、紛争処理機関は申立書の方式審査を行います (JP-DRP 手続規則 4 条 a.)。日本知的財産権仲裁センターでは、この審査は手数料の支払いの後に行われることとされています (補則 4 条(a))。

申立書の方式審査の後、申立書に不備がなければ登録者に申立書が送付されます。しかし、申立書になんらかの不備が存在する場合には、紛争処理機関は申立人にその不備の内容を通知することになっています。申立人は5営業日以内に限り申立書の不備を訂正することができますが、この期限内に不備が訂正されなかった場合には、当該申立は取り下げられたものとみなされます（JP-DRP 手続規則4条(b)、補則4条(a)）。

申立人は、パネルの裁定が下されるまでの間は、申立を取り下げることができません。ただし、登録者が答弁書を提出したあとは、申立を取り下げるには登録者の合意が必要となります。

### (3) 答弁書提出

#### a. 答弁書

登録者は、ドメイン名登録が不正の目的で行われたものではないこと等を主張した答弁書を紛争処理機関が申立書を登録者に送付した日（手続開始日）から20日以内に提出しなければなりません（JP-DRP 手続規則5条(a)）。答弁書に記載すべき事項についてはJP-DRP 手続規則5条(b)に詳細な規定が置かれています。なお、日本知的財産仲裁センターにおいては、申立書同様、答弁書についても、字数制限が課されていますので注意が必要です（補則9条(b)）。答弁書を受領した紛争処理機関は、直ちに申立人に答弁書を送付することになっています。

#### b. 答弁書の不提出

登録者が答弁書を提出しない場合、例外的な事情がない限り、パネルは申立書に基づいて裁定を下すものとされています（JP-DRP 手続規則5条(f)）。しかし他方で、JP-DRP 4条 a. では、申立人に対しては同条 a. (i) ~ (iii) のすべてを立証する義務を課しています。そのため、仮に答弁書が不提出であったとしても、そのことにより直ちに申立人の主張が認められ、登録者のドメイン名登録が剥奪されるわけではなく、パネルが申立書に基づき事実の認定等を行ったうえで裁定が下されることとなります（この点については、JP-DRP の母法ともいえる UDRP の運用においても同様です。詳しくは4「JP-DRP と擬制自白」（「JP-DRP 裁定例検討最終報告書」（「最終報告書」）・48ページ）および「WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions」（「WIPO Panel Views」）4.6を参照してください。）。

#### (4) パネル及びパネリスト

##### a. パネルの構成及びパネリストの指名

JP-DRP に基づく審理・裁定は、紛争処理機関によって指名されたパネリストで構成されるパネルにより行われます。答弁書が提出されると、紛争処理機関によりパネルの指名がなされます。パネリスト候補者の一覧は紛争処理機関のウェブサイト公表されています。パネルを構成するパネリストの人数は、1名または3名で、その数は両当事者が決定することができます。具体的には、両当事者がともに1名構成のパネルを希望した場合には1名構成のパネルとなり、いずれかの当事者が3名構成のパネルを希望した場合には3名構成のパネルとなります。パネルの指名は JP-DRP 手続規則 6 条の規定に従ってなされ、原則として答弁書受領の日から5日以内にパネリストが決定されます。なお、3名構成のパネルとなった場合、裁定も含めた決定は多数決により決定されることとなります。

##### b. パネリストの公平性・独立性

パネリストの公平性・独立性は JP-DRP に基づく紛争処理において非常に重要です。そのため、パネリストには、自身に公平性と独立性について何らかの疑念を生じさせる事由がある場合には、パネリストとして指名される際に、紛争処理機関に対しその事由を開示する義務を課しています。また手続中に疑念を生じさせるような新たな事由が発生したときも、直ちに紛争処理機関に対し開示しなければならないとされています。上記のような事由、すなわち、公平性と独立性について何らかの疑念を生ぜしめる事由がある場合には、紛争処理機関は代替りのパネリストを指名できるとされています (JP-DRP 手続規則 7 条)。

なお、一般論としては、紛争処理機関もその公平性・独立性を十分に担保するべく行動を求められるということはいうまでもありません。

##### c. 当事者とパネル間の連絡

JP-DRP 手続規則 8 条は、当事者とパネルとの間の連絡について定めている規定です。この規定により当事者とパネルとのすべての連絡は、紛争処理機関を通じて行われることとなります。当事者及びその代理人がパネルと一方的な連絡を取ること禁止されています。なお、日本知的財産仲裁センターを利用する場合には、補則 7 条も参照してください。

d. パネルの権限

紛争処理を迅速かつ実効的に執り行うため、パネルには種々の権限が与えられています。これらの具体的内容については、JP-DRP 手続規則 10 条に規定があるほか、JP-DRP 手続規則には、手続言語（JP-DRP 手続規則 11 条）陳述・書類の追加（JP-DRP 手続規則 12 条）当事者に対する審問の有無（JP-DRP 手続規則 13 条）などの決定権についての規定が置かれています。

(5) パネルによる審理

パネルの構成が完了すると、当事者が提出した申立書、答弁書、証拠書類等をもとに審理が行われます。パネルは当事者に対し、申立書及び答弁書以外に陳述・書類の追加を求めることができますが（JP-DRP 手続規則 12 条）特段の事情があるとされる例外的な場合を除いては、当事者に対する審問は行われません（JP-DRP 手続規則 13 条）。

なお、答弁書が提出されていない場合については、上記(3)b.を参照してください。

(6) パネルの裁定

a. 概説

パネルによる審理の結果、裁定が下されることとなります。例外的な事情がある場合を除いて、パネルの指名があった日から 14 日以内にパネルは紛争処理機関に対して、裁定を通知しなければなりません（JP-DRP 手続規則 15 条(b)）。

b. 裁定の基準

パネルの裁定は、提出された陳述・文書および審問の結果に基づき、JP-DRP、JP-DRP 手続規則および適用されうる関係法規の規定・原則、ならびに条理に従ってされなければならないとされています（JP-DRP 手続規則 15 条(a)）。そのうち、もっとも重要な規範は、JP-DRP 4 条 a.、b.、c.です。

裁定において、パネルがドメイン名の移転または取消を認めるにあたっては、JP-DRP 4 条 a.に掲げる次の 3 つの要件がすべて満たされていなければなりません。

- (i) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標  
その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること
- (ii) 登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有して  
いないこと
- (iii) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されている  
こと

具体的に、どのような行為が、上記(iii)の「ドメイン名の不正の目的による登録・使用」に該当するかは、JP-DRP 4条 b.に次のように規定されています。これらの事項が証明される場合には、パネルは、登録者のドメイン名の登録または使用が不正の目的であると認めることとなります。なお、これらは例示であり、他の場合を排除するものではないので注意が必要です。

- (i) 登録者が、申立人または申立人の競業者に対して、当該ドメイン名に  
直接かかった金額(書面で確認できる金額)を超える対価を得るため  
に、当該ドメイン名を販売、貸与または移転することを主たる目的と  
して、当該ドメイン名を登録または取得しているとき
- (ii) 申立人が権利を有する商標その他表示をドメイン名として使用でき  
ないように妨害するために、登録者が当該ドメイン名を登録し、当該  
登録者がそのような妨害行為を複数回行っているとき
- (iii) 登録者が、競業者の事業を混乱させることを主たる目的として、当該  
ドメイン名を登録しているとき
- (iv) 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはそ  
の他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品および  
サービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係など  
について誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユ  
ーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーション  
に誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき

一方、申立人の主張に対して、登録者側より JP-DRP 4条 c.に規定のある以下の事項につき答弁書において主張がなされた場合、パネルが審理の結果、以下の事項を認定した場合には、「登録者は当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有している」と認めることとなります。なお、これらも例示であるため、他の場合を排除するものではありません。

- (i) 登録者が、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処  
理機関から通知を受ける前に、商品またはサービスの提供を正当な目

- 的をもって行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたとき、または明らかにその使用の準備をしていたとき
- (ii) 登録者が、商標その他表示の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていたとき
  - (iii) 登録者が、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図を有することなく、当該ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているとき

上記の4条 a、b、c.については、本解説「 JP-DRP 4条に関する FAQ」も参照してください。

c. 裁定をするにあたっての独自の調査の可否

パネルが裁定をするにあたっては、申立人または登録者が提出した申立書、答弁書、証拠として提出された文書をもとに裁定がなされるのが原則です。しかし、パネルが独自に調査を行い知り得た情報を裁定の際に考慮することは、JP-DRP、JP-DRP 手続規則などには明確な規定が置かれている訳ではありませんが、可能であると理解されています（WIPO Panel Views 4.5 参照）。

d. パネルが要求していない文書等が当事者により提出された場合

パネルが提出を要求していないにもかかわらず、当事者が申立書、答弁書およびそれに付随する証拠書類以外に文書を提出することがあります。しかし、当事者からの文書の追加提出についての規定は、パネルの指示に沿って行われる文書の追加提出について定めた JP-DRP 手続規則 12 条以外に見あたりません。手続の効率性と公平性の観点からも、仮にパネルの指示無くして文書が当事者から提出された場合には、紛争処理機関は、パネルに当該文書が到着したことは伝えるべきですが、事件に関する余計な情報を与えないために、当該文書をパネルに転送すべきではありません。

e. その他

仮に、紛争内容が JP-DRP 4 条 a.の範囲を逸脱しているものであるとの結論、すなわち紛争内容が本来 JP-DRP で取り扱うべき事案ではないとの結論にパネルが達した場合には、その旨が裁定に記載されることとなります（JP-DRP 手続規則 15 条(e)）。

また、申立内容が、JP-DRP を不正の目的で利用して登録者からそのドメイン名を奪いとろうとする行為や、登録者に対する嫌がらせ行為に該当するようなものであるとの結論に達したときには、パネルはその裁定において、不正の目的による申立であり、この JP ドメイン名紛争処理手続の濫用に該当するものである(UDRP で言うところのいわゆる Reverse Domain Name Hijacking と同旨です。)、との判断を示さなければなりません (JP-DRP 手続規則 15 条(e))。

なお、JP-DRP 手続規則 15 条(e)によれば、「裁定および反対意見は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数制限に従ったものでなければならない。」との規定があります。しかし、日本知的財産仲裁センターの補則では、字数制限はありません。

#### (7) 裁定の通知と公表

パネルによる紛争処理機関に対する裁定の通知があった場合には、紛争処理機関は3日以内に、裁定の全文を両当事者、JPNIC 及び JPRS に通知することになります。これを受けて JPRS は、裁定結果の実施日を両当事者（実施日の決定方法については、後掲(8)参照。）JPNIC および紛争処理機関に通知することとなります (JP-DRP 手続規則 16 条(a))。

その後、JPNIC は裁定と裁定結果の実施日をウェブサイトで公表します (JP-DRP 手続規則 16 条(b))。

#### (8) 裁定結果の効力

パネルが、登録者のドメイン名登録の移転または取消の裁定を下した場合には JPRS はパネル裁定の実施を紛争処理機関からの裁定通知後少なくとも10日間は保留します (裁定結果実施保留期間。JP-DRP 4 条 k.)。裁定結果の実施日は JPRS が裁定通知後11日以降15日以内となる日を指定します (JP-DRP 手続規則 16 条(a))。

裁定結果の実施は JPRS が行います。ただし、上記の裁定結果保留期間内に JPRS に対し、登録者から申立人を被告として裁判所へ出訴したとの文書 (裁判所受領印のある訴状など、正本のみならず、写しでも構いません。)の提出があった場合には、JPRS は裁定結果の実施を見送ります。反対に、裁定結果保留期間内にそのような文書の提出がない場合には、JPRS は裁定結果の実施日に裁定結果を実施します。



## 2. その他の紛争解決手続との関係

### (1) 裁判との関係

ドメイン名紛争の解決に当たっては、かならずしも JP-DRP に基づく紛争処理を利用しなければならないものではありません。裁判・仲裁などの紛争解決手続を利用しても、ドメイン名紛争の解決を図ることは可能で、それら紛争解決手続の結果により、ドメイン名の移転または取消が行われることも想定されています（JP-DRP 3条参照）。すなわち、適法な管轄権を有する裁判所または仲裁機関によって下された、ドメイン名の移転または取消を命ずる判決または裁定文を JPRS が受領した場合には、ドメイン名の移転または取消の措置を JPRS が行うことが定められています（JP-DRP 同条）。

上記のことに関連して、JP-DRP 手続における裁判係属の効果については次のように定められています。当事者は、JP-DRP の手続き開始前、継続中または終結後のいずれの段階においても、ドメイン名の登録に関して裁判所へ提訴することができます（JP-DRP 4条 k.）。裁判所への提訴が、JP-DRP の手続開始前である場合には、当事者は申立書および答弁書にその旨を示し、JP-DRP の継続中に行われた場合には、紛争処理機関へその旨を通知しなければなりません（JP-DRP 手続規則 18条(b)）。そして、これらの場合には、パネルはその裁量により、手続の続行または中断もしくは終了を決定することになります（JP-DRP 手続規則 18条(a)）。

また、前掲 1.(8)でも述べましたように、JP-DRP 手続終了後、被申立人（登録者）が裁定に不服（ドメイン名の取消・移転という裁定に不服）で、裁定結果通知後の 10 日間の間に裁判所へ出訴した場合には、この間に登録者から出訴した旨の文書の正本の提出があれば、裁定結果の実施は見送られます。なお、裁定後の出訴における「合意裁判管轄」については、東京地方裁判所またはドメイン名登録者の住所を管轄する裁判所となります。

### (2) 和解その他の紛争解決手段

パネルの裁定前に両当事者が和解するとの合意に至った場合には、パネルは手続を終了します（JP-DRP 手続規則 17条(b)）。

### III JP-DRP 4 条に関する FAQ

この章は、JP-DRP 4 条 a. が定める、登録排除のための 3 つの実体的要件について、一問一答 (FAQ) 形式で解説します。

1. 第 1 要件 (登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標  
その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること) について

- (1) 「商標その他表示」とは何を意味するのでしょうか。

JP-DRP では、「商標」という限定的な用語を用いず、それよりも広い概念を意味する「商標その他表示」との文言が意図的に用いられています。過去の裁定例において、ここにいう「商標その他表示」として認められたものは、登録商標の他に、申立人が自己のサイトにおいて用いている表示及びドメイン名 (「goo.co.jp」事件 (JP2000-0002))、有限責任中間法人である申立人の名称 (「nihon-hikiya.gr.jp」事件 (JP2004-0002))、申立人が使用するドメイン名の一部 (「sakurane.jp」事件 (JP2005-0009)) などがあります。そのほかに、個人の名前、通称、法人の商号等も、「商標その他表示」に当然あたるものと考えられます。

UDRP は、申立の第 1 要件として、登録者のドメイン名が、申立人が権利を有する商標 (trademark or service mark) と、同一または混同を引き起こすほどに類似していることを挙げており、文言上、「商標」に限定しています。しかし、この「商標」の意味について、申立人が登録商標を保有していれば、必要な最低基準は満たしているとされ (WIPO Panel Views 1.1) さらに、登録された商標に限らず、コモンロー上または未登録の商標権でもここにいう「商標」と認められる可能性があるとしており (WIPO Panel Views 1.6 (人名) 同 1.7) UDRP においても、「商標」の意味は広く解釈されています。

- (2) 「商標その他表示」の著名性は検討する必要がありますか。

第 1 要件の判断においては、申立人が、「商標その他表示」を有するかどうかを検討すれば足ります。JP-DRP では、表示が著名であることは、第 3 要件の「不正の目的」や、第 2 要件の「権利または正当な利益」の検討において斟酌すべき事情であり、たとえ申立人の表示が著名でなくても保護されるべき場合はあると考えられますので、第 1 要件においては、表示の著名性を検討すべきではありません。

- (3) 「同一または混同を引き起こすほど類似している」か否かはどのように判断するのでしょうか。

この点については、UDRP で広く採用されている、客観テストと呼ばれる手法が、以下の理由で推奨されます。客観テストとは、申立人商標とドメイン名の表示それ自体を端的に見比べて、ドメイン名の表示の構成上、ドメイン名に申立人の「商標その他表示」(あるいはそれに近いもの)が流用されていることが客観的に認識できるならば、いわば機械的に第1要件を認めるという手法です。この手法では、ドメイン名に接した需要者から見て出所の混同を生じるかどうかという事情は、第2要件や第3要件の判断において斟酌されることとなります。

これに対し、具体的な取引状況を想定してドメイン名に接した需要者が出所の混同を生じるかどうかという点までも第1要件で判断してしまう、主観テストと呼ばれる立場があります。

客観テストも主観テストも、多くの場合において結論は変わりませんが、客観テストの方が、各要件の役割分担が明確になることによって、判断の流れが明快になります。この点において、客観テストが支持されます。

なお、UDRP において実例のある、申立人の商標に"suck"等の卑語を付したドメイン名を登録・使用する例、いわゆる"suck case"において、主観テストでは、第1要件が認められないことにより申立が棄却されてしまいます。しかし、客観テストでは、第1要件は認めたとうえで、第3要件や第2要件において、登録者が当該ドメイン名を使用して運営しているウェブサイトの内容が、表現の自由の観点から保護すべきかどうか、といったきめ細やかな検討をすることが可能となります。この点でも、客観テストのほうが主観テストより優れているといえます。UDRP でも、「客観テスト」への流れが見られると言われています。詳細は、「JP-DRP 及び UDRP に基づく裁定における商標とドメイン名の類比的判断」(最終報告書・27ページ)をご参照ください。

- (4) 申立人は、「商標その他表示」について、いつまでに「権利または正当な利益」を取得する必要があるのでしょうか。

JP-DRP は、申立人が「商標その他表示」に関する「権利または正当な利益」を取得する時期については特に触れていません。従って、第1要件の認定にあたり、商標その他表示に対する権利または正当な利益の取得時期を考慮する必要はありません。

ん。

JP-DRP では、登録者が登録時に「不正の目的」を有する場合には限らず、その後申立までに「不正の目的」を有するに至った場合であっても、第3要件は認められることがあるとされています。この意味を十分生かすために、第1要件においては、商標その他表示に対する権利または正当な利益がドメイン名の登録よりも後に取得された場合も含めるのが妥当です。

2. 第3要件（登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること）について

JP-DRP 4条 a. が定める3要件のうち、第1要件（登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること）と第3要件（登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること）は、申立が認められるための積極要件であり、他方第2要件は、登録者が、「当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益」を有している場合には申立が認められないという意味での消極要件であると位置付けられます（詳細については、本解説「I JP-DRP の成り立ちと構成」をご参照ください。）。そこで、本解説では、第1要件の次に第3要件について記載し、その後第2要件について記載することにします。これまでの裁定例の中にも、この順序で判断を行ったものが多数見られます。

(1) 「不正の目的」とは何でしょうか。

a. 申立までに登録者が何らかの要求を行ったことは、「不正の目的」にどのように影響するのでしょうか。

JP-DRP 4条 b.(i)は、「登録者が、申立人または申立人の競業者に対して、当該ドメイン名に直接かかった金額（書面で確認できる金額）を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、貸与または移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録または取得しているとき」には「不正の目的」があると認めなければならないと定めています。従って、有償でのドメイン名の売却を申し出たという事実は、「不正の目的」におおいに関係します。しかし、ドメイン名の売却を申し出たというだけで「不正の目的」があったとはいえず、有償でのドメイン名売却が「主たる目的」でなければなりません。たとえば、申立人の誘導により登録者が金銭による解決を提案したような場合に、それだけを根拠に、「不正の

目的」ありと判断するのは適切ではないでしょう。

なお、「取得している」とありますので、登録時に有償でのドメイン名売却という目的を持っておらず、その後にそのような目的を持つに至った場合も含むものと解されます。

- b. 登録者が類似の妨害行為を複数回行っているというだけで、「不正の目的」ありと言えるのでしょうか。

JP-DRP 4 条 b.(ii)は、「申立人が権利を有する商標その他表示をドメイン名として使用できないように妨害するために、登録者が当該ドメイン名を登録し、当該登録者がそのような妨害行為を複数回行っているとき」は、紛争処理機関のパネルは、第3要件を認めなければならないと定めています。1つの「商標その他表示」をターゲットに2つのドメイン名を登録しているというだけでは、形式的には「妨害行為を複数回行っているとき」といえるかもしれませんが、「不正の目的」があると認めるには足りないというべきでしょう。しかし、ひとりの登録者が、異なる複数の「商標その他表示」に対し、それぞれ別の妨害行為を行っており、いわばそのような妨害行為を行うことがパターン化、常態化しているような場合には、「不正の目的」があるといってよい場合が多いと思われます(「biglobene.jp」他事件 (JP2005-0003 ~ JP2005-0010) 参照。)

- c. ドメイン名が実際には使われておらず、ドメイン名の登録者がドメイン名を転売したり商標保有者と接触したりするといった実際の動きに至っていないとき(いわゆる"passive holding")も、「不正の目的」での使用と言えるのでしょうか。

ドメイン名を実際には使っていないとしても、それだけで「不正の目的」がないということにはなりません。裁定パネルは、その他の状況を総合考慮して、登録者がドメイン名を「不正の目的」で使用したか否かを判断すべきです。

- (2) 申立人が商標その他表示について「権利または正当な利益」を取得する前に、登録者がドメイン名を登録した場合であっても、「不正の目的」ありと判断されるのでしょうか。

原則として、申立人が商標その他表示について「権利または正当な利益」を取得する前にドメイン名が登録されたときは、ドメイン名の登録は「不正の目的」によ

るものとはいえません。申立人の権利はまだ生じておらず、登録者がそれを考慮できたはずはないからです。

ただし、ドメイン名が登録された後に申立人が「権利または正当な利益」を取得し、その後、登録者のドメイン名の「使用」について「不正の目的」があると認められることはあり得ます。JP-DRPでは、UDRPと異なり、「登録」と「使用」のいずれかについて「不正の目的」があれば第3要件が満たされるからです。

3. 第2要件（登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと）について

(1) ドメイン名に「関係する」権利または正当な利益とはどういう意味でしょうか。

JP-DRPの旧規定4条a.(ii)で採用する「ドメイン名の登録についての権利または正当な利益」という文言は、あたかも登録ドメイン名それ自体に対する権利を問題にしているかの誤解を与えてしまうものでした。しかし、ここで問題にすべきは、そのドメイン名の選択が妥当といえるだけの独立の利益を有しているか否かです。

そこで、2006年に行われたJP-DRPの改訂において、これを、(JP-DRP4条c.見出しおよび同c.本文とともに)「ドメイン名に関係する権利または正当な利益」に統一的に変更されました(「2006年DRP検討委員会答申」(<http://www.nic.ad.jp/ja/drp/20070123/JP-DRP-report.pdf>)参照。)

(2) ドメイン名に関係する「権利または正当な利益」を登録者が有しないことを、申立人が主張・立証する必要があるのでしょうか。

この要件の主張・立証責任は、あくまで申立人にあります。この点については、JP-DRP4条a.にも、「このJPドメイン名紛争処理手続において、申立人はこれら三項目のすべてを立証しなければならない。」と、明記されています。

しかし、このような要件の立証は、否定的なことを証明するという最初から不可能な作業(「悪魔の証明」)になりかねません。従って、申立人としては、次項(3)に列挙する「ドメイン名に関係する権利または正当な利益」として典型的に考えられる事項につき、そのいずれもが認められないことを主張・立証すれば、今度は登録者が、「ドメイン名に関係する権利または正当な利益」(その例は次々項(4)に記載さ

れています。)を有することを主張・立証する責任を負うと考えるべきです。登録者がそれに失敗すれば、申立は第2要件を満たしたものと判断されます。逆に、次々項(4)に記載されているような「ドメイン名に係る権利または正当な利益」を、登録者が主張・立証することが予想される場合には、申立人としては、それを見越して、それらの事由が無いことを、申立書の段階で主張・立証することも可能です。

(3) 申立人に主張・立証が求められる事項は何でしょうか。

申立人に主張・立証が求められる事項としては、以下のものが考えられます。

(i) 登録者の氏名・法人名とドメイン名の不一致

問題となっているドメイン名が、登録者の氏名・法人名と一致する場合は、原則として、「当該ドメイン名に係る権利または正当な利益」が認められるものと考えられます。そこで、申立人としては、Whois データベースを用い、登録されている氏名・法人名がドメイン名と一致しているか否かを確認し、この両者が一致しない場合には、そのことを主張・立証する必要があります。

なお、登録されている氏名・法人名がドメイン名と一致している場合であっても、登録されている名称が虚偽のものである等濫用的な場合には、なお、「当該ドメイン名に係る権利または正当な利益」なしと認められる場合も考えられますので、そのような場合には、申立人はそのことを主張・立証する必要があります。

(ii) ドメイン名と一致する登録者が保有する日本の登録商標の不存在

問題となっているドメイン名が、登録者の有する日本の登録商標と一致する場合は、原則として、「当該ドメイン名に係る権利または正当な利益」が認められるものと考えられます。そこで、申立人としては、特許電子図書館等で、登録者の有する日本の登録商標を確認し、ドメイン名と一致する登録商標が存在しない場合には、そのことを主張・立証する必要があります。

(iii) 当該ドメイン名に関するライセンスの不存在

問題となっているドメイン名を用いることについて、登録者が申立人から許諾を得ている場合には、「当該ドメイン名に係る権利または正当な利益」が認め

られるものと考えられます。そこで、申立人としては、自らが登録者にそのような許諾を与えていない場合には、そのことを主張・立証する必要があります。

(4) 登録者による反証にはどのようなものがありうるのでしょうか。

申立人が前項(3)に列挙する事項につき主張・立証した場合に、登録者が反証すべき事項の例としては、以下のものが考えられます（JP-DRP 4条 c.参照）。

(i) ドメイン名と、自己の扱っている商品やサービスの関係

JP-DRP 4条 c.(i)は、「登録者が、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処理機関から通知を受ける前に、商品またはサービスの提供を正当な目的をもって行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたとき、または明らかにその使用の準備をしていたとき」には、第2要件を充足していると認められなければならないと定めています。

登録者が、問題となっているドメイン名を使用したウェブサイトにおいて、また、ウェブサイトとは無関係に、当該ドメイン名と関連する事業を行っている場合もあり得ます。その場合に、「商品またはサービスの提供を正当な目的をもって行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していた」と認められる場合には、「ドメイン名に係る権利または正当な利益」を有しているというべきです。

その判断においては、そのドメイン名と関連する商品・サービスだけを提供するためにそのドメイン名を使用しているのかその他の商品・サービスも提供しているのか、そのサイトがドメイン名登録者と商標保有者との関係を正確に開示しているのか等が総合的に考慮される必要があります。

なお、一般的（generic）な語からなるドメイン名の場合、そのドメイン名に用いられている語を取り巻く社会的状況、登録者が他の一般的な語も登録したことがあるかどうか、ドメイン名の用途などが考慮される必要があります。登録者が一般的な語を使う目的が、自社の製品や事業について述べたり、その用語の一般的価値を生かしたりすることにあつた場合は、登録者に「当該ドメイン名に係る権利または正当な利益」があると認められやすくなると考えられます。



(ii) 一般に認識されている登録者の名称

JP-DRP 4 条 c.(ii)は、「登録者が、商標その他表示の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていたとき」には、第2要件を充足していると認められなければならないと定めています。

(iii) 非商業的利用

JP-DRP 4 条 c.(ii)は、非商業的目的による使用、または公正な使用については、第2要件を充足していると認められなければならないと定めています。ただし、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図がないことが必要です。

以上